

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	入善町 健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、健康管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理 <p>(団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ・番号連携システムにおける事務について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令に記載されている情報提供者業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令に記載されている情報照会者業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③システムの名称	健康管理システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバ 中間サーバ 健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(14,44,70,85,111,126の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第24条第7号、第40条、第46条第7号、第54条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(25,27,28,29,95,139,153の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	元気わくわく健康課
②所属長の役職名	元気わくわく健康課長
6. 他の評価実施機関	
総務課総務係 住所: 富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係 住所: 富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政課デジタル推進係 住所: 富山県下新川郡入善町入膳423 電話: 0765-72-2871
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う事を厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(17、18、19、70の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26項、56-2項、87項 (別表第二における情報照会の根拠) 16-2項、17項、18項、19項、70項	事後	
平成29年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	企画財政課企画調整係	企画財政課企画政策課	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点	平成26年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点	平成26年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	元気わくわく健康課	事後	
平成30年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小堀 勇	元気わくわく健康課長 小林 一雄	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長(役職名)	元気わくわく健康課長 小林 一雄	元気わくわく健康課長	事後	
令和1年6月3日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2839	事前	
令和1年6月3日	I-8 特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ 連絡先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	事前	
令和1年6月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再実施に伴う変更のため
令和1年6月3日	IV リスク対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加
令和2年1月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26項、56-2項、87項 (別表第二における情報照会の根拠) 16-2項、17項、18項、19項、70項	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16-2項、16-3項、26項、56-2項、69-2項、87項 (別表第二における情報照会の根拠) 16-2項、17項、18項、19項、69の2項、70項	事前	
令和2年1月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年2月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理	事前	
令和3年2月1日	I-3 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16-2項、16-3項、26項、56-2項、69-2項、87項 (別表第二における情報照会の根拠)16-2項、17項、18項、19項、69の2項、70項	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項	事前	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年7月26日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 記録システムVRSへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行っている。また、予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ¹ の交付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ¹ 予防接種の実施後に 接種者からの申請に基づ	事後	
令和3年7月26日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月26日	I-3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策にかかわる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和3年1月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年12月20日	I-3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策にかかわる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかわる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和4年3月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、102の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項	事前	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和3年8月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 記録システムVRSへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行っている。また、予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 記録システムVRSへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行っている。また、予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	
令和6年5月27日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93の2の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表(14,44,70,85,111,126の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第24条第7号、第40条、第46条第7号、第54条、第67の2条 	事後	
令和6年5月27日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、102の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 	<ul style="list-style-type: none"> (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項) (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(25,26,27,28,29,95,139,153,154の項) 	事後	
令和6年5月27日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2839	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839	事後	
令和6年5月27日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2871	事後	
令和6年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点	令和4年3月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点	令和4年3月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。</p> <p>・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。</p> <p>・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 記録システムVRSへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行っている。また、予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づ</p>	<p>・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。</p> <p>・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律および国民健康保険法による特定健診、特定保健指導を実施している。</p> <p>・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、接種の勧奨、接種の管理を行っている。</p> <p>（特定個人情報ファイルを使用して実施する事務）</p> <p>①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の記録、台帳管理</p> <p>（中間サーバ・番号連携システムにおける事務について）</p> <p>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令に記載されている情報提供者業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令に記載されている情報照会者業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p>	事後	
令和7年1月10日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバ 中間サーバ 健康管理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム） 宛名管理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）	事後	
令和7年1月10日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表（14,44,70,85,111,126の項）</p> <p>番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）</p> <p>番号法第19条第6号（委託先への提供）</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第24条第7号、第40条、第46条第7号、第54条、第67の2条</p>	<p>番号法第9条第1項 別表（14,44,70,85,111,126の項）</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第24条第7号、第40条、第46条第7号、第54条、第67の2条</p>	事後	
令和7年1月10日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>（情報提供の根拠）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表（25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項）</p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表（25,26,27,28,29,95,139,153,154の項）</p>	<p>（情報提供の根拠）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表（25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項）</p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表（25,27,28,29,95,139,153の項）</p>	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。
令和7年1月10日	IV リスク対策 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。